

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年11月11日
【会社名】	株式会社 トリドール
【英訳名】	Toridoll.corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗田 貴也
【本店の所在の場所】	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
【電話番号】	078(200)3430(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 小林 寛之
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
【電話番号】	078(200)3430(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 小林 寛之
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 3,776,544,000円 引受人の買取引受けによる売出し 2,892,685,500円 オーバーアロットメントによる売出し 738,558,000円 (注)1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成26年11月11日(火)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下、「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、600,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成26年11月11日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成26年11月19日(水)から平成26年11月25日(火)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	3,200,000株	3,776,544,000	1,888,272,000
計(総発行株式)	3,200,000株	3,776,544,000	1,888,272,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自平成26年11月26日(水) 至平成26年11月27日(木) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年12月2日(火) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年11月19日(水)から平成26年11月25日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.toridoll.com/ir/newsrelease.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年11月18日(火)から平成26年11月25日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年11月19日(水)から平成26年11月25日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年11月19日(水)の場合、申込期間は「自平成26年11月20日(木)至平成26年11月21日(金)」、払込期日は「平成26年11月27日(木)」

発行価格等決定日が平成26年11月20日(木)の場合、申込期間は「自平成26年11月21日(金)至平成26年11月25日(火)」、払込期日は「平成26年11月28日(金)」

発行価格等決定日が平成26年11月21日(金)の場合、申込期間は「自平成26年11月25日(火)至平成26年11月26日(水)」、払込期日は「平成26年12月1日(月)」

発行価格等決定日が平成26年11月25日(火)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり

となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。

## 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成26年11月19日(水)の場合、受渡期日は「平成26年11月28日(金)」

発行価格等決定日が平成26年11月20日(木)の場合、受渡期日は「平成26年12月1日(月)」

発行価格等決定日が平成26年11月21日(金)の場合、受渡期日は「平成26年12月2日(火)」

発行価格等決定日が平成26年11月25日(火)の場合、受渡期日は「平成26年12月3日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 神戸営業部	兵庫県神戸市中央区浪花町56
株式会社三菱東京UFJ銀行 神戸支店	兵庫県神戸市中央区明石町48
株式会社みずほ銀行 神戸支店	兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目3番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,256,500株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	333,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	277,500株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	277,500株	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	55,500株	
計	-	3,200,000株	-

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,776,544,000	26,000,000	3,750,544,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,750,544,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会において決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限704,102,000円と合わせた手取概算額合計上限4,454,646,000円について、平成28年3月末までに、2,070,000,000円を国内の新規出店並びに既存店の大規模改装及び設備入替に伴う設備投資資金に、1,360,000,000円を在外子会社の新規出店に伴う設備投資のための投資資金に、330,000,000円を関連会社であるTORIDOLL AND HEYI GROUP COMPANY LIMITEDに対する投資資金(同子会社の新規出店に伴う設備投資資金)に、220,000,000円を同じく関連会社であるNODU FOODS CO., LTDに対する投資資金(同社の新規出店に伴う設備投資資金)に充当する予定であり、残額を平成27年3月末までに長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。上記資金使途に充当するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。在外子会社及び関連会社に対する投資については、いずれも子会社である東利多控有限公司を通じて行う予定であります。

なお、後記「第三部 参照情報 第1 参照情報」に記載の有価証券報告書(第24期)中の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(平成26年11月11日)現在(ただし、投資予定額の既支払額については平成26年9月30日現在)、次のとおりとなっております。

会社名	事業所名	セグメント の名称	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力 (席)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	<丸亀製麺> レイクタウンmori店 (埼玉県越谷市)	丸亀製麺	42	-	自己資金	平成26年9月	平成26年11月	- (注)4
	ビーンズキッチン武蔵浦 和店 (埼玉県さいたま市)	同上	71	-	増資資金	平成26年10月	平成26年12月	50
	モラージュ菖蒲店 (埼玉県久喜市)	同上	32	1	自己資金及 び増資資金	平成26年11月	平成27年1月	- (注)4
	イオン茨城店 (大阪府茨城市)	同上	37	-	増資資金	平成27年2月	平成27年4月	- (注)4
	ゆめタウン廿日市店 (広島県廿日市市)	同上	34	-	同上	平成27年4月	平成27年6月	- (注)4
	その他13店舗 (未定)	同上	600	-	同上	平成26年11月 ~平成28年1月	平成27年1月 ~平成28年3月	- (注)4
	改装予定30店舗	同上	375	-	同上	平成27年3月 ~平成28年2月	平成27年4月 ~平成28年3月	- (注)4
	設備入替予定100店舗	同上	100	-	同上	平成27年4月 ~平成28年3月	平成27年4月 ~平成28年3月	- (注)4
	<MARUGAME UDON> イオンモール多摩平の森 店 (東京都日野市)	同上	42	-	自己資金	平成26年9月	平成26年11月	- (注)4
	<とりどーる> 2店舗 (未定)	とりどーる	140	-	増資資金	平成27年4月 ~平成28年1月	平成27年6月 ~平成28年3月	- (注)4
	<コナズ珈琲> 1店舗 (未定)	その他	70	-	増資資金	平成26年10月	平成26年12月	- (注)4
	<ラナイカフェ> イオンモール沖縄ライカ ム店 (沖縄県中頭郡)	同上	60	-	増資資金	平成27年2月	平成27年4月	- (注)4
	ゆめタウン廿日市店 (広島県廿日市市)	同上	72	-	同上	平成27年4月	平成27年6月	- (注)4
	その他5店舗 (未定)	同上	350	-	同上	平成27年4月 ~平成28年1月	平成27年6月 ~平成28年3月	- (注)4
	<まきの> 1店舗 (未定)	同上	50	-	増資資金	平成27年4月 ~平成28年1月	平成27年6月 ~平成28年3月	- (注)4
	<その他業態> 1店舗 (未定)	同上	80	-	増資資金	平成27年4月 ~平成28年1月	平成27年6月 ~平成28年3月	- (注)4

会社名	事業所名	セグメント の名称	投資予定額		資金調達方 法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力 (席)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED	<丸亀製麺> 2店舗 (未定)	その他	140	-	増資資金	平成27年1月 ~平成27年12月	平成27年4月 ~平成28年3月	- (注)4
	<博多ん丸> 3店舗 (未定)	同上	210	-	増資資金	平成26年9月 ~平成27年12月	平成26年12月 ~平成28年3月	- (注)4
TORIDOLL KOREA CORPORATION	<丸亀製麺> 11店舗 (未定)	その他	770	-	自己資金及 び増資資金	平成26年8月 ~平成27年12月	平成26年11月 ~平成28年3月	- (注)4
	<その他業態> 3店舗 (未定)	同上	210	-	増資資金	平成27年1月 ~平成27年12月	平成27年4月 ~平成28年3月	- (注)4
TORIDOLL KENYA LTD	<teriyaki JAPAN> 1店舗 (未定)	その他	100	-	増資資金	平成27年1月 ~平成27年12月	平成27年4月 ~平成28年3月	- (注)4

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2 設備の内容は全て営業店舗用設備であります。  
 3 投資予定額には敷金及び保証金、建設協力金が含まれております。  
 4 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成26年11月19日(水)から平成26年11月25日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	2,350,000株	2,892,685,500	兵庫県神戸市中央区 粟田 利美 1,570,000株 兵庫県神戸市中央区 粟田 貴也 780,000株

- (注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日 の株式会社東京証券 取引所における当社 普通株式の終値(当 日に終値のない場合 は、その日に先立つ 直近日の終値)に 0.90~1.00を乗じた 価格(1円未満端数 切捨て)を仮条件と します。)	未定 (注)1、2	自 平成26年 11月26日(水) 至 平成26年 11月27日(木) (注)3	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先金 融商品取 引業者の 本店及び 国内各支 店	東京都千代田区丸の 内一丁目9番1号 大和証券株式会社	(注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年11月19日(水)から平成26年11月25日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定します。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]  
<http://www.toridoll.com/ir/newsrelease.html>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 株式の受渡期日は、平成26年12月3日(水)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年11月18日(火)から平成26年11月25日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年11月19日(水)から平成26年11月25日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年11月19日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年11月20日(木) 至 平成26年11月21日(金)」、受渡期日は「平成26年11月28日(金)」

発行価格等決定日が平成26年11月20日(木)の場合、申込期間は「自 平成26年11月21日(金) 至 平成26年11月25日(火)」、受渡期日は「平成26年12月1日(月)」

発行価格等決定日が平成26年11月21日(金)の場合、申込期間は「自 平成26年11月25日(火) 至 平成26年11月26日(水)」、受渡期日は「平成26年12月2日(火)」

発行価格等決定日が平成26年11月25日(火)の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおり

となりますのでご注意ください。



## 4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一とします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券株式会社	2,350,000株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	600,000株	738,558,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、600,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト( [ URL ]

<http://www.toridoll.com/ir/newsrelease.html> ) (新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1	自 平成26年11月26日(水) 至 平成26年11月27日(木) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社及 びその委託販売先金 融商品取引業者の本 店及び国内各支店	-	-

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、平成26年12月3日(水)( )であります。

ただし、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、600,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年11月11日(火)開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を平成26年12月25日(木)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年12月19日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年11月19日(水)の場合、「平成26年11月22日(土)から平成26年12月19日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年11月20日(木)の場合、「平成26年11月26日(水)から平成26年12月19日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年11月21日(金)の場合、「平成26年11月27日(木)から平成26年12月19日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年11月25日(火)の場合、「平成26年11月28日(金)から平成26年12月19日(金)までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である粟田利美及び粟田貴也並びに当社株主である有限会社ティーアンドティーは、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ  を記載します。
- ・表紙裏に以下の内容を記載します。

### 1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間( 1 ))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り( 2 )又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ( 3 )の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り( 2 )に係る有価証券の借入れ( 3 )の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

- 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年11月12日(水)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年11月19日(水)から平成26年11月25日(火)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
- 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
  - ・先物取引
  - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
  - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
- 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト( [URL] <http://www.toridoll.com/ir/newsrelease.html> ) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「会社概要」から「地域別店舗数」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

## 会社概要

商号	株式会社トリドール
事業内容	飲食店の経営 讃岐釜揚げうどん「丸亀製麺」 焼鳥ファミリーダイニング「とりどーる」 醤油ラーメン専門店「丸醤屋」 焼きそば専門店「長田本庄軒」など
設立	平成7年10月28日
資本金	1,357,433千円(平成26年3月31日現在)
代表者名	代表取締役社長 栗田貴也
従業員数	従業員：707名 臨時従業員：10,338名(平成26年3月31日現在) ※1日8時間換算による月平均人数
本店所在地	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号 日本生命三宮駅前ビル11階
売上高	78.318百万円(連結)(平成26年3月31日現在)

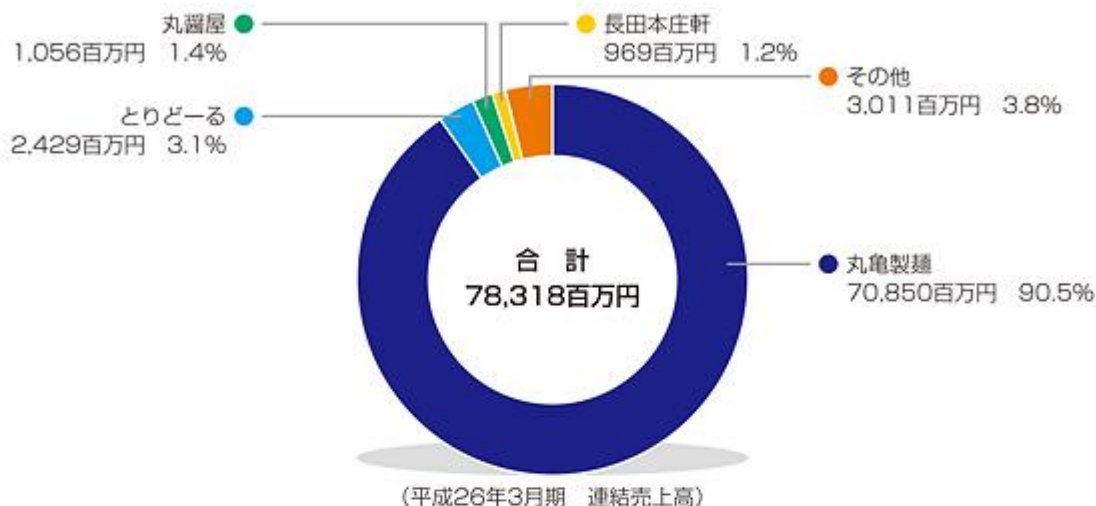
## 沿革

年月	事項
平成7年10月	株式会社トリドール設立
平成10年4月	和風焼鳥ファミリーダイニングとして「日の出食堂」(現とりどーる二見店)(兵庫県明石市)開店
平成11年3月	洋風居酒屋「トリドール」を和風焼鳥ファミリーダイニング「とりどーる」へ転換開始(これに伴い「日の出食堂」も「とりどーる」へ名称変更)
平成12年11月	セルフうどんの新業態として「丸亀製麺加古川店」(兵庫県加古川市)開店
平成15年9月	ショッピングセンターのフードコートエリアに「丸亀製麺プロメナ店」(兵庫県神戸市)開店
平成16年9月	焼きそばの新業態として「長田本庄軒イトーヨーカ堂明石店」(兵庫県明石市)開店
平成17年4月	ラーメンの新業態として「丸醤屋イオン苫小牧店」(北海道苫小牧市)開店
平成18年2月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
平成19年10月	神戸市中央区に本社を移転
平成20年12月	東京証券取引所第一部に市場変更
平成22年7月	米国ハワイにTORIDOLL USA CORPORATIONを設立(現・連結子会社)
平成23年4月	ハワイのホノルルに海外1号店を開店
平成24年1月	タイのバンコクにフランチャイズ1号店を開店
平成24年2月	ロシア連邦モスクワにTORIDOLL LLCを設立(現・連結子会社)
平成24年7月	オーストラリア連邦シドニーにTORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITEDを設立(現・連結子会社)
平成24年8月	韓国ソウルにTORIDOLL KOREA CORPORATIONを設立(現・連結子会社)
平成24年9月	中国香港に東利多控股有限公司を設立(現・連結子会社)
平成24年12月	中華民国台北に台湾東利多股份有限公司を設立(現・連結子会社)
平成25年4月	米国ハワイにGEORGE'S DONUTS CORPORATION(現・GEORGE'S CORPORATION)を設立(現・連結子会社)
平成25年4月	米国デラウェアにあるDREAM DINING CORPORATIONの株式取得(現・連結子会社)
平成26年4月	ケニアのナイロビにTORIDOLL KENYA LTDを設立(現・連結子会社)



## 事業の概況

当社は、主力業態の「丸亀製麺」(セルフうどん)をはじめ、「とりどーる」(焼き鳥ファミリーダイニング)、「長田本庄軒」(焼きそば)、「丸福屋」(ラーメン)、等の業態を展開しております。



## 対処すべき課題

当社グループは、主力業態である丸亀製麺を中心に出店を重ね成長を遂げてまいりましたが、より一層の飛躍のため、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

### ① 国内基盤の更なる強化、収益性の向上

QSCの維持・向上、教育の充実等により既存店の強化を図ると共に、人的効率の改善等の経費削減策を実施すること等により収益性の向上を図ってまいります。

(注) QSCとは、飲食店に於ける重要なキーワードで、Q：クオリティー(品質)、S：サービス、C：クリンリネス(清潔さ)を意味します。

### ② 国内における新業態・新市場の開拓

新業態・新市場の開拓により、新たな分野を組み入れた事業ポートフォリオを確立し、更なる事業の安定化を目指してまいります。

### ③ 海外展開の積極化、世界展開できるブランドの確立、発信

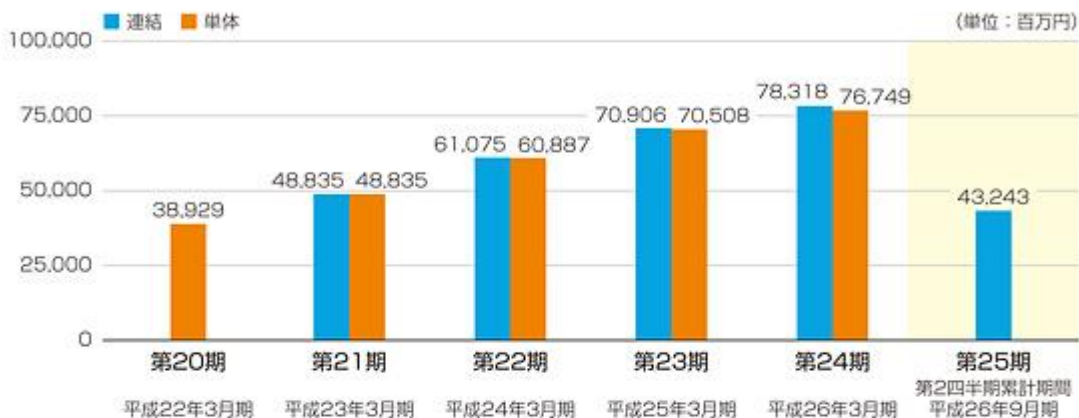
積極的に海外に出店し、次世代の成長エンジンとして位置付けていくと共に、世界に通用するブランドを確立してまいり所存ですが、海外事業においては進出国の許認可制度や不動産取引に関する商習慣などの影響によって、工期の延長、出店日の遅れを招くため、新規出店に係る費用等が高むことがあり、一部の子会社で損失を計上しております。

今後につきましては、出店立地の厳選、ノウハウの蓄積による効率的運営等を推し進め、海外事業のリスクを低減し収益性の向上に努めてまいります。

## 財務ハイライト

※当社は第21期より連結財務諸表を作成しております。

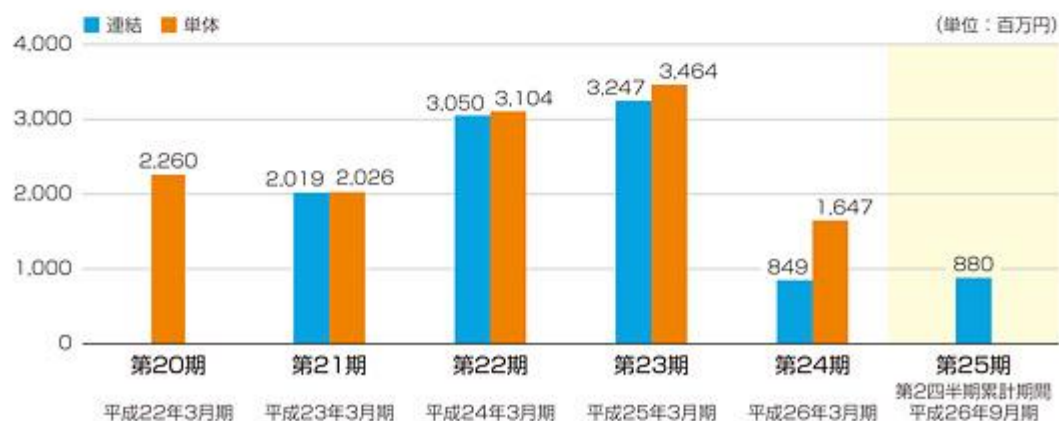
### 売上高



### 経常利益

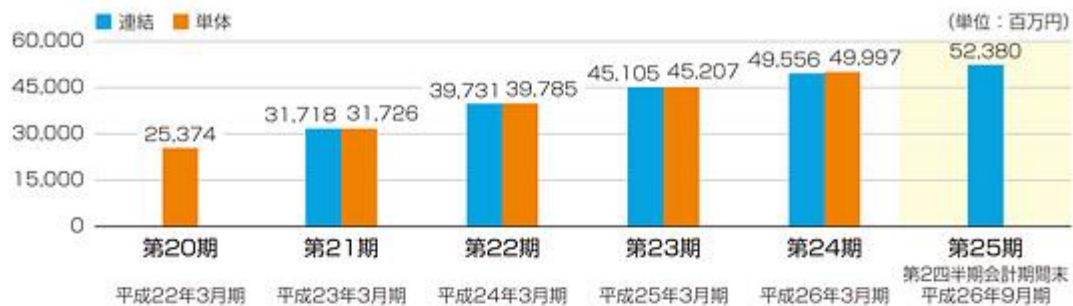


### 当期(四半期)純利益





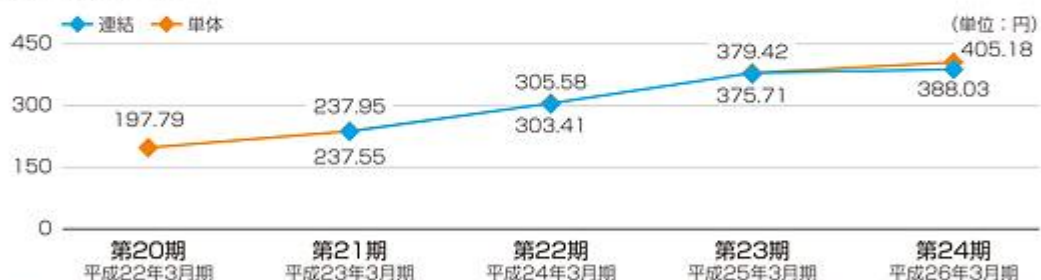
## ● 総資産額



## ● 純資産額



## ● 1株当たり純資産額



(注) 当社は平成23年10月1日付で1株につき200株の株式分割を行っております。上記では当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

## ● 1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 当社は平成23年10月1日付で1株につき200株の株式分割を行っております。上記では当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

## ● 事業の内容

当社では、「ひとりでも多くのお客様にいつまでも愛され続ける地域一番店を創造していこう」の経営理念のもと、お客様に食の喜びや楽しさを提供するべく、外食店を展開しております。「できたて感」「手作り感」を重視した店舗作りが特徴で、オープンキッチンを採用し、調理シーンを見て楽しんでいただける、臨場感あふれる店舗としています。中でも年齢や性別を問わず、さまざまな客層に食べていただける、セルフうどんの「丸亀製麺」を主に展開しております。他にも、「とりどーる」(焼き鳥ファミリーダイニング)、「長田本庄軒」(焼きそば)、「丸醤屋」(ラーメン)、「麺屋通り」,「まきの」(天ぶら定食)、「コナズ珈琲/ラナイカフェ」(カフェ)等を運営しております。

### ■ 唐揚げうどん 丸亀製麺

本物のうどんのおいしさを、セルフ形式で提供する讃岐うどん専門店、各店舗に製麺機を設置し、「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用し、お客様の目の前で調理を行うなど「できたて感」、「手づくり感」、「安心感」を感じていただける臨場感あふれる店舗です。



夢野店  
(兵庫県神戸市 買値)

### ■ 炭火焼鳥・唐揚げ・釜めし とりどーる

焼鳥屋ならではの炭焼きのおいしさと臨場感を携えたファミリーダイニング型レストランで、ご家族・ご友人で食卓を囲みながら料理を取り分けて楽しんでいただける、こだわりの串をはじめ、揚げたての唐揚げや旨味たっぷりの釜飯など、豊富なメニューを取り揃えた店舗です。



尼崎店  
(兵庫県尼崎市 買値)

焼きそば専門店  
**長田本庄軒**  
神戸・自家製麺

神戸・長田の味である「ぼっかけ」(牛スジとこんにゃくの煮込み)を使った「ぼっかけ焼きそば」を主力商品とし、厳選した小麦粉とたっぷりの玉子を使ったこだわりの中太麺を店内で製麺する焼きそば専門店です。



自家製醤油ラーメン  
**丸醬屋**

特製醤油ダレに漬け込んだチャーシュー、メンマ、味付温泉玉子など、自家製にこだわったラーメンと自家製ぎょうざやチャーハンなどのセットメニューを提供するラーメン専門店です。



揚げたて  
**天ぷら定食 まきの**

天ぷら定食をメインに季節に合わせたボリュームたっぷりの揚げたて天ぷらを一品ずつカウンター越しに提供いたします。季節ごとの素材の旨味をいかした揚げたての天ぷらをお楽しみいただける天ぷら定食専門店です。



**Kona's Coffee**  
Hawaiian panache Cafe

**Lanai Cafe**

柔らかな酸味と甘い香りが漂う本格的なハワイのコナコーヒーをはじめ、ふわふわ生地が自慢のパンケーキやロコモコ、スムージー、アサイーボールなどをゆったりとした時間が流れる地上の楽園ハワイの雰囲気を感じながら召し上がっていただける店舗です。

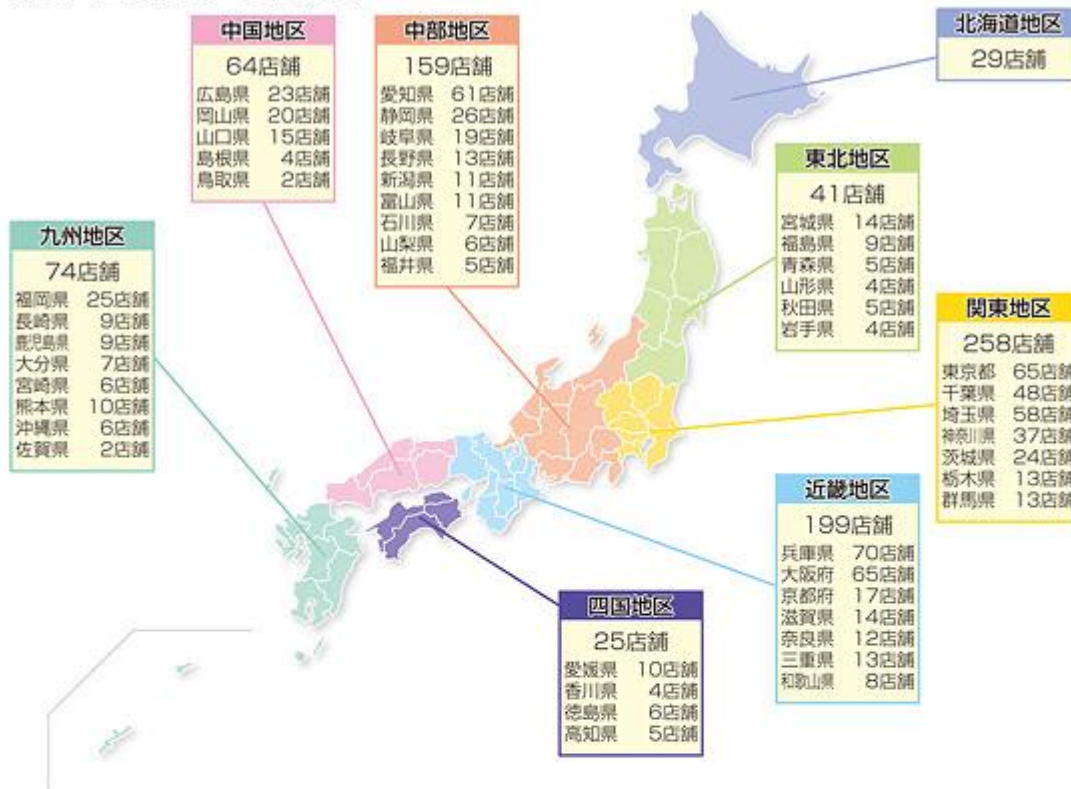




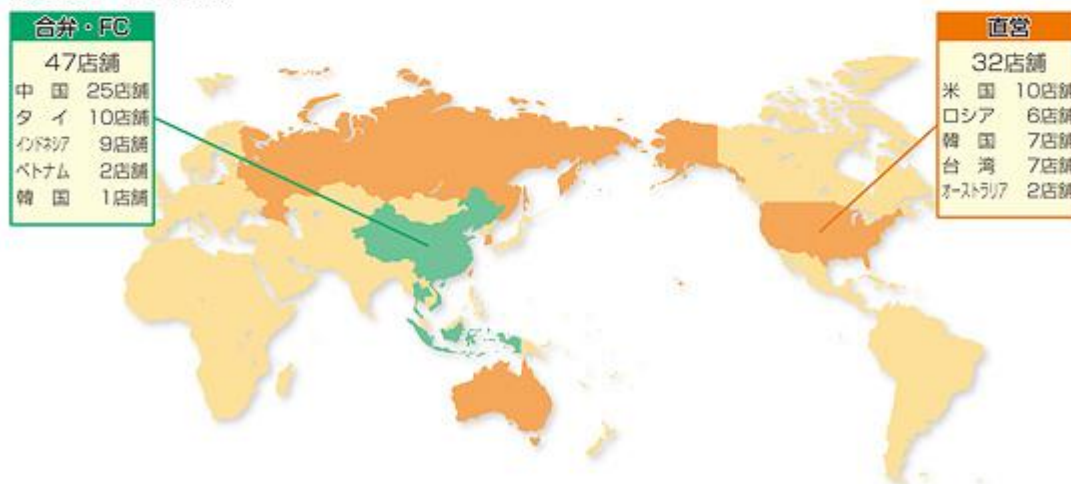
## 地域別店舗数

(平成26年9月30日現在)

### 国内(直営)計 849店舗



### 海外計 79店舗

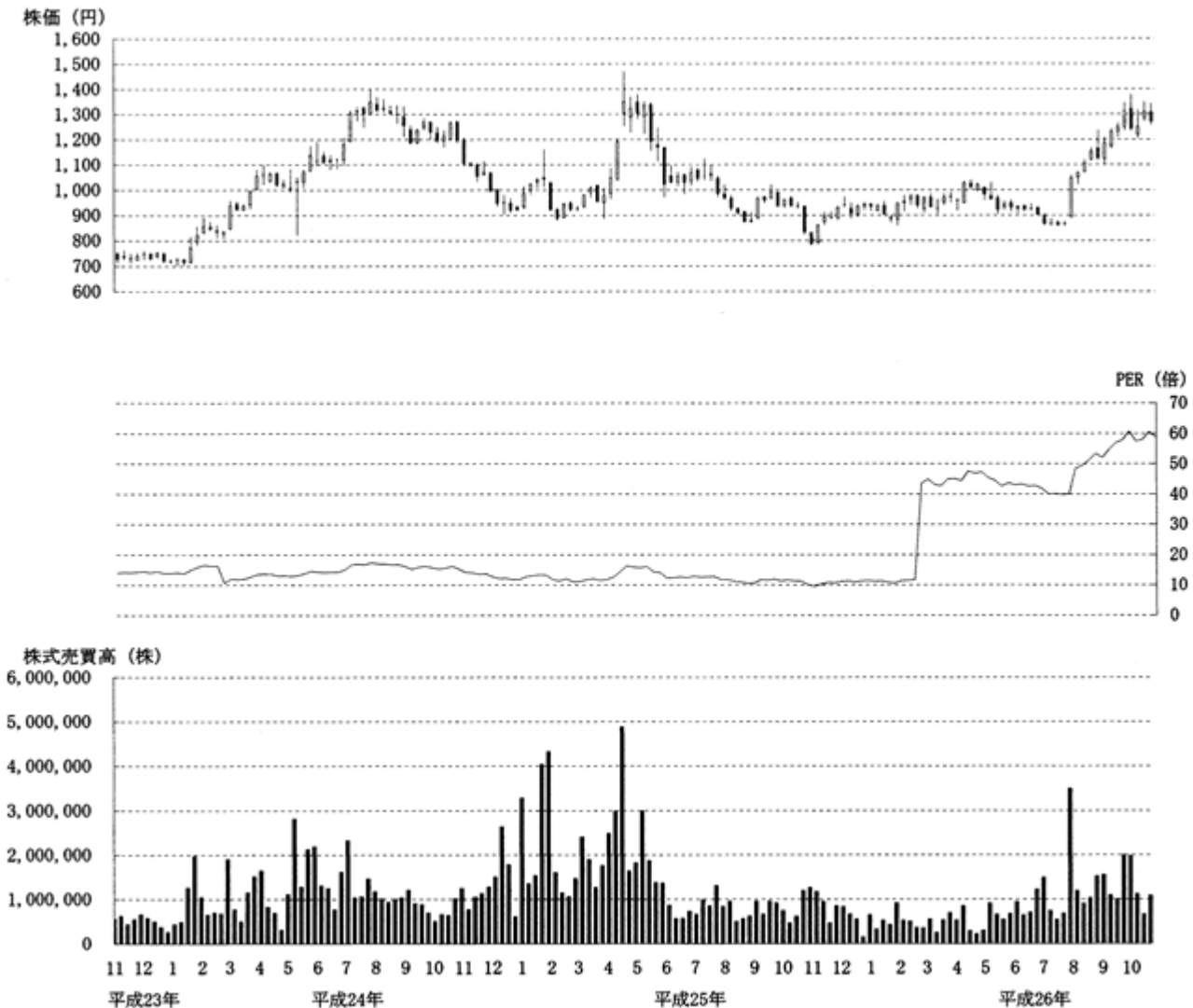


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

(株価情報等)

### 1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成23年11月7日から平成26年10月31日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

- ・平成23年11月7日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除した数値を使用(平成23年10月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っているため)。
- ・平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成26年4月1日から平成26年10月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年5月11日から平成26年10月31日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等の保有 割合(%)
粟田 貴也	平成26年8月4日	平成26年8月4日	変更報告書 (注)1	14,862,000	37.82
有限会社ティーアンドティー				5,880,000	14.96
粟田 利美				2,838,000	7.22
粟田 貴也	-	平成26年10月1日	訂正報告書 (注)1 (注)2	-	-
有限会社ティーアンドティー				-	-
粟田 利美				-	-

(注)1 粟田貴也、有限会社ティーアンドティー、粟田利美は共同保有者であります。

- 2 当該訂正報告書は、平成26年8月4日付で提出(報告義務発生日 平成26年8月4日)された変更報告書の記載内容を訂正するために提出されたものであります。
- 3 上記大量保有報告書等は関東財務局及び近畿財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月27日近畿財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月8日近畿財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月10日近畿財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に近畿財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成26年10月31日に近畿財務局長に提出

#### 6【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年11月10日に近畿財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月11日）までの間において生じた変更すべき事項を含め、その全体を一括して記載したものであります。変更となった箇所につきましては\_\_\_\_\_ 〆で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成26年11月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [ 事業等のリスク ]

以下には、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年11月11日）現在において当社グループが判断したものであり、当社株式への投資に関する全てのリスクを網羅するものではありませんのでご留意ください。

#### 外食業界の動向及び競合の激化について

当社グループの属する外食業界は、ファストフードチェーン大手が相次いで比較的高価格のフェアメニューを投入し、客単価アップを図るなど、景気の回復による個人消費の回復への期待感はあるものの、景気の不透明感から本格的な需要の回復には至らず、引き続き経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、「大衆性」「普遍性」「小商圈対応」のコンセプトのもと臨場感及びエンターテインメント性を前面に押し出した店づくりにより、競合他社との差別化を強めております。また、QSCの維持・向上、教育の充実等を図ると共に人的効率の改善等の経費削減策を実施し、収益性を維持する方針であります。

しかしながら、外食市場の縮小、競争の激化等により既存店の売上高が当社の想定以上に減少した場合、又は経費削減策が奏功しなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 店舗展開について

##### (a) 店舗展開の基本方針について

当社グループは、主に直営による店舗運営を行っております。今後も立地条件、賃借条件、店舗の採算性などを勘案し、出店を継続していく方針であります。

しかしながら、許認可手続きの遅れ等によるオープン日の遅延又は、当社グループが期待する出店候補地が見つからない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (b) ショッピングセンターへの出店について

当社グループの平成26年9月末における国内直営店849店舗のうち、192店舗がショッピングセンターへの出店となっております。

当社グループは、今後もショッピングセンターへの出店を行っていく方針であります。出店先のショッピングセンター等の立地において、商流の変化及び周辺の商業施設との競合等が生じることによりショッピングセンター自体の集客力が低下した場合、また、今後新規ショッピングセンターの出店の減少、あるいはリニューアルの鈍化により当社グループへの出店要請が減少した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (c) ショッピングセンターに係る契約について

ショッピングセンターに係る契約の中には、最低売上高の未達、資本構成又は役員構成の重要な変更、役員過半数の変更、合併その他の営業に関する重大な変更等を原因として解除される可能性のある契約が存在するため、これらの事由が生じ、契約が解除された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ショッピングセンターにおいては、一賃貸人と多数の店舗について契約を締結している場合があり、かかる賃貸人との複数の契約が同時に解除された場合、当社グループの業績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

##### (d) ロードサイド店舗の出店について

当社グループの平成26年9月末における国内直営店849店舗のうち、657店舗がロードサイド店舗となっております。

ロードサイド店舗においては、メニュー構成、販売促進施策、営業時間といった当社独自の営業方針が直接的に反映できることから、当社グループは、厳選した立地において出店を継続する方針であります。ロードサイド店舗は立地特性で集客力が大きく左右されます。そのため、当社グループが希望する立地への出店ができなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (e) 敷金、保証金、建設協力金について

当社グループは、出店等に際して賃借物件(土地・建物)により店舗開発を行うことを基本方針としております。賃借物件においては、賃貸人に対し、敷金、保証金、建設協力金を預け入れる場合があり、今後の賃貸人の経営状況によっては、当該店舗にかかる敷金、保証金、建設協力金の返還や店舗運営の継続に支障が生じる可能性があります。

また、当社グループの都合による中途解約があった場合、当社グループが締結している賃貸借契約の内容によっては敷金、保証金、建設協力金の全部又は一部が返還されない場合があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



## (f) 主要業態への依存について

当社グループは、今後、新業態・新市場の開拓を図ってまいります。依然、丸亀製麺事業が売上の大半を占め、主力業態として他業態を牽引しております。

消費者の嗜好の変化等による麺類需要の低下などがあった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (g) 減損損失及び不採算店舗の閉鎖について

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、減損会計を適用し、事業用固定資産の投資の回収可能性を適時判断しております。

当社グループは、減損会計の適用により適時減損兆候の判定を行い、今後の出店数の増加に伴う不採算店舗の発生を早期に把握し、投下資本の選別をより厳しく行う事によって、経営効率の向上を目指してまいります。

事業環境の変化等により収益性が著しく低下した場合、減損損失を計上する可能性があり、また、不採算店舗の閉鎖時においては、賃貸借契約及びリース契約の解約に伴う損失等が発生するため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (h) 商標権について

当社グループは、商標権を各事業にとって重要なものと位置付け、登録が困難なものを除き、商標の登録を行う方針であります。

しかし、当社グループが使用している商標が第三者の登録済の商標権を侵害していることが判明した場合には、店舗名の変更等に伴い費用が発生する可能性があるほか、商標の使用差止、使用料及び損害賠償等の支払請求がなされる可能性もあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 有利子負債依存度について

当社グループは出店のための資金を主に銀行借入により調達するほか、店舗の賃借によるリース債務によって賄っております。この結果、平成26年9月末における当社グループの有利子負債残高は251億41百万円となり、有利子負債依存度は48.0%となっております。

現在は主に、固定金利に基づく長期借入金により資金を調達しているため、一定期間においては金利変動の影響は軽微であります。当面、出店資金を主に有利子負債で調達する計画であるため、金利動向及び金融情勢等により、当社グループの業績及び事業展開に影響を受ける可能性があります。

(注) 有利子負債残高は、長期借入金(1年内返済予定を含む)並びに短期及び長期リース債務の合計額であります。

## 人材の確保等について

当社グループは、今後、店舗展開を行う中で、店舗開発や店舗運営において経験を持った人材を確保し、育成していくことは重要な課題であると考え、求人・採用のレベルアップ、採用後の従業員に対するフォローの充実、OJTによる教育、人事考課制度充実による実力主義の浸透などによる人材育成に取り組んでおります。また、質の高い店舗スタッフの安定的な確保及び育成も重要な課題であると考えております。

しかしながら、人材確保及び人材育成が当社グループの計画通り進まない場合、お客様に満足いただけるサービスの提供が十分に行えないなど、当社グループの業績及び出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

## 法的規制について

## (a) 法的規制全般について

当社グループでは、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加え、食品衛生法をはじめとする食品衛生関係のほか、環境関係、建築設備関係などの様々な法的規制を受けております。

これらの法規制が変更・強化された場合には、それに対応するための新たな費用が発生することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (b) 食品衛生法について

当社グループが運営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所轄保健所より飲食店営業許可を取得しておりますが、食中毒事故等が発生した場合には、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

#### 食の安全について

当社グループは、従前より食の安全への対応を重視しており、店舗における衛生状態に関する調査を外部専門業者に依頼し、また当社品質管理担当による直接指導を実施するなど、その対策を順次強化しております。

また、仕入食材への更なる対策の必要性を認識し、従来より行っております仕入先の工場に対する当社規格書・当社指定の品質及び衛生管理基準の遵守状況等の調査、輸入食材の輸出用衛生証明書の確認等に加え、P B (プライベート・ブランド) 商品等に対する品質・安全性に対する確認も強化してまいります。

しかしながら、これらの対策にも拘わらず当社グループの提供するサービスにおいて食の安全性が疑われるなどの事態が発生した場合は、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 自然災害等について

当社グループは、国内及び海外において店舗運営をしておりますが、当社グループの営業地域において、大規模な地震や洪水、台風等の自然災害等が発生し、原材料の調達が阻害された場合や店舗施設の損壊などにより店舗の休業や営業時間の短縮を余儀なくされた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 海外事業展開におけるリスクについて

当社グループは、国内及び海外において店舗展開しており、海外子会社又は関連会社の進出国における政情、経済、法規制、ビジネス慣習等の特有なカントリーリスクにより、計画した事業展開を行うことができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループは、海外においては子会社又は関連会社による店舗運営のほか、現地企業とフランチャイズ契約を締結し、同国内でのスムーズな多店舗展開及び地域に根付いた店舗運営を図っているため、フランチャイズ加盟企業の減少や業績の悪化により、フランチャイズ・チェーン展開が計画通りに実現できない場合、ロイヤリティ収入が減少することなどにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社トリドール 本店  
(神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。